予備自衛官及び即応予備自衛官の採用上限年齢引上げにつきまして

　この度の自衛隊法施行規則の改正により、１０月１日から予備自衛官及び即応予備自衛官の採用上限年齢が引き上げられました。

　これは、「防衛計画の大綱」（平成２５年１２月１７日国家安全保障会議決定・閣議決定）において、「より多様化・長期化する事態における継続的な部隊運用を支えるため、充足向上等のための施策を実施する。」こととされていることを受け、その施策の一環として、予備自衛官及び即応予備自衛官の士長以下の採用上限年齢が以下のとおり引き上げられました。

◇　予備自衛官

　　陸士長、海士長及び空士長以下の階級を指定しようとする者の採用上限年齢を現行の３７歳未満から５５歳未満へ引上げ。

◇　即応予備自衛官

　　陸士長以下の階級を指定しようとする者の採用上限年齢を現行の３２歳未満から５０歳未満へ引上げ。

三重地方協力本部といたしましては、今後も、予備自衛官等制度の拡充を図り、一人でも多くの予備自衛官及び即応予備自衛官の志願者を募りたい所存でございますので、今般の採用上限年齢引上げに伴いまして、応募資格を有するようになられた皆様、並びに、応募対象者情報をお持ちの皆様におかれましては、ぜひとも、三重地方協力本部担当者にご連絡下さいますようお願い申し上げます。